小児肺炎球菌ワクチン接種(初回)について

肺炎球菌について

肺炎球菌は、鼻やのどに感染し、中耳炎、副鼻腔炎などの気道感染症や、ときに化膿性髄膜炎や肺炎など重い全身感染症を引き起こします。特に、肺炎球菌による細菌性髄膜炎は、初期症状がかぜに似ているため判別が難しいだけではなく、死亡したり後遺症を残したりすることがあります。

対象者

生後2か月から5歳の誕生日の前日までの者

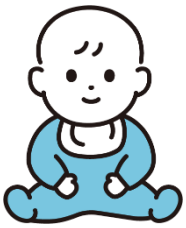

接種間隔
接種回数

生後2か月から６か月の間に接種を開始した場合：合計3回接種
1歳までに27日以上の間隔で3回接種します。

（注意）1回目を生後何か月に接種したかにより、合計の接種回数が異なります。
詳細は、"予防接種と子どもの健康"をご覧ください。
具体的な接種スケジュール等はかかりつけ医と相談してください。

副反応

主な副反応：接種部位の発赤、腫れ、しこり、疼痛などの局所反応、発熱(数%)
重い副反応：まれに、ショック、アナフィラキシー、けいれん、血小板減少性紫斑病など

★令和6年10月1日より、小児肺炎球菌ワクチン15価に加え20価ワクチンが定期接種化されました。
小児肺炎球菌未接種の人は、原則的に20価ワクチンを接種します。接種するワクチンについては、かかりつけ医に確認してください。

遅らせないで！

こどもの予防接種と乳幼児健診

予防接種や乳幼児健診は、お子様の健やかな成長のために一番必要な時期に受けていただくよう、市町村からお知らせしています。
特に予防接種は、接種を遅らせると免疫がつくのが遅れ、重い感染症になるリスクが高まります。
有効期限内に必要な予防接種と健診を行うことができるよう、スケジュールに困る場合にはかかりつけ医と相談しましょう。

共通事項

予防接種健康被害救済制度について

詳細は診断した医師、沼津市保健センターにご相談ください

入院治療を必要とする程度の健康被害で医療を受けた場合	日常生活が著しく制限される程度の障害がある場合	死亡した場合
医療費・医療手当	障害児養育年金 障害年金・介護加算	死亡一時金・葬祭料

接種にあたっての注意事項

↑沼津市 HP

★この説明書をよく読み、理解をしてから接種を受けるようにしましょう。

・子どもの体調をよく知っている保護者が連れて行きましょう。

・保護者が予防接種に付き添えない場合は、委任状が必要です。委任状は市 HP にありますのでダウンロードしてご使用ください。

・予診票は、医療機関にありますのでその場で記入してください。

・体温は、接種前に医療機関で測ります。

・予約制の医療機関がほとんどですので、実施医療機関一覧表で確認してください。

医療機関に行くときの持ち物

①接種券	②母子健康手帳	③マイナ保険証等と子ども医療費受給者証
(無料となります)	(接種記録を記入します)	(診察の結果、接種できなかった時に必要です)

・有効期限を過ぎると費用は全額自己負担となります。予防接種は有効期限内に余裕をもって接種しましょう。

・沼津市指定の医療機関一覧表以外の医療機関で予防接種を希望する場合は、**接種前に別途お手続きが必要**です。保健センターへ問い合わせるか、ホームページをご確認ください。

・重篤な疾患にかかっていたなど長期療養のため、やむを得ず定期接種の対象年齢・期間に予防接種をすることができなかった場合には、お問い合わせください。

【問い合わせ】沼津市保健センター　予防接種係　055−951−3480
(戸田分館　0558−94−3970)